

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2024年 7月31日			
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 代表取締役社長 植田 俊			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	558 台	58 台	0 台	558 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	125 台	18 台	0 台	125 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	62.1	キログラム	57.7	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	61	キログラム	61.07	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・施設ごとに第一種特定製品の一覧を作成し、担当者が適切に管理している。 ・一部機器に温度管理システム、遠隔監視を導入し機器異常の早期発見に努めている。 ・フロン漏えい防止管理責任者、点検整備担当者を定めて、フロン法に基づいた簡易点検、定期点検を実施している。			
	廃棄時	・第一種特定製品の廃棄時には、担当者は府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼することとしている。 ・第一種特定製品の廃棄時には、充填回収業者より発行された証明書を受領したことをもって、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認し責任者へ報告する体制としている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・フロン法に基づき簡易点検 (3ヶ月毎) および定期点検を実施した。 ・施設ごとに第一種特定製品の一覧を作成し、担当者が適切に管理した。			
	廃棄時	・第一種特定製品の廃棄時には、担当者は府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼することとしている。 ・第一種特定製品の廃棄時には、充填回収業者より発行された証明書を受領したことをもって、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認し責任者へ報告する体制としている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品 (トッランナー機器) を導入する。 ・一部ノンフロン製品を導入済み。更新する際も同等品を選定する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) 第1条に規定するハイドロフルオロカーボン (HFC) をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成13年法律第64号) 第2条第3項に規定する機器をいいます。